

福島原発事故 避難者裁判を支える会・えひめ ニュース

No. 3

2015年8月20日
〒790-0852
松山市石手2丁目9-21
TEL089-977-8155



愛媛への避難者のうち、10世帯25人が原告となって闘っている「福島第一原発事故・損害賠償愛媛訴訟」の第3回口頭弁論が6月16日、松山地裁で行われました。約30人が傍聴する中、野垣弁護士が準備書面を読み上げました。幼い2人の子どもを連れて愛媛へ避難した女性が、福島県内に残った夫との間で、被曝の影響や移住、帰還をめぐる次第に考え方に開きが生まれ、悩み、葛藤する様が綴られたものでした。

傍聴された福島出身の須藤昭男さんが、思いを寄せてくださいました。

← 2015年7月末 原告の渡部寛志さんの自宅から1km先にある仮置場。造成工事をしながらも次々と放射性廃棄物が運ばれ、積み上げられている。

傍聴席から裁判を見つめて
インマヌエル松山教会牧師 須藤昭男さん

あの日から4年5ヶ月

不気味な爆発の映像、次々に聞こえる故郷訛りの悲痛な訴え、愛媛県や松山市にも避難者が次々と来ているらしい。なんとかしなければと半ば焦りを感じたことです。具体的な受け入れ態勢を立ち上げるには、あまりにも微力であることに愕然とさせられ、なす術もなくおりました。そのような時、草薙弁護士より一通の手紙を受けとり「伊方原発をとめる会」の設立に参加、共同代表、伊方原発運転差止訴訟の原告共同代表を引き受けさせていただいています。福島から避難された方々への支援については石手寺の加藤住職さんが力を入れてくださっていることを知り嬉しく思ったことです。

勝利の日を信じて！

原発被害を受けて故郷を後にした方々の脳裏には、大きく伸びた稲田、遠くからは蟬の声：のどかな田園と懐かしい故郷があることでしょう。しかし原発事故で故郷を追われ、帰るにも帰れない。関係機関は数字を並べ、線を引き、なんだかんだと言う。「理屈を並べたてないで自分が子供や孫と住んで生活してみたらどうですか」と大声で叫びたくなる時もあります。なんとという理不尽、筆舌に尽くしがたい苦闘の中に悩んでおられることでしょう。

損害賠償愛媛訴訟が始まる

命を尊ぶ闘いに

渡部寛志さんよりお話があった時は迷いました。積極的に参加し支援しなければ...と思いつつも、伊方原発運転差止裁判闘争&諸事情を考慮すると無責任になりかねない判断、お断り

足尾銅山鉱毒事件の田中正造と共に闘った人々を思い出してください。当時は全く理解されないばかりか官憲の弾圧、流血！

第4回口頭弁論のご案内

日時 9月1日(火)14:30開廷

場所 松山地方裁判所

※14時前までには地裁ロビーにお集まりください。

※裁判終了後、愛媛弁護士会館で報告集会を行います。

(松山市三番町4丁目8-8)

陳述を聞きつつ想う故郷の波打つ青田 蝉の声など

昭男

震



3・11東日本大震災。 私たち家族はあの巨大地震を乗り越え、再び平穏な生活を夢見て動くかに思えた。

にいづまひでかつ
原告 新妻秀一さん

でも違いました。あつてはならない事故、福島第一原発が暴走したのです。乗り越えたはずの平穏への夢はわずか4日間。

事故から5日目、私たちに突然の避難指示が出され、持ち出せたのは子どもの毛布2枚と下着数点。僅かなお金を手に、残り少ない燃料が入った軽乗用車で、どこに逃げればいいのか、どこまで逃げればいいのか。それだけを考えてひたすら西に向かいました。

あれから4年と半年。私たちの手元に送られてくる福島県、そして川内村からのお知らせ情報に真実はなく、責任をとる者は誰一人としていませんでした。私たちをここまで追い込んで、それでも飽き足らないと言わんばかりに被害者支援を打ち切り、何もかもなかったことにしようと奔走する国と東京電力。

**私たちは何もいらぬのです。住み慣れた地を返して
もらえるなら。その地で安心して子供たちを育てていけるなら何もいらぬのです。**

現実とは違ひます。嘘で固めた復興計画。特に子どもたちの健康と命、そして未来の犠牲なくしてはできない数々の政策実施。

だから私たちは知りたいのです。私たちから何もかも奪い去った事故の原因はどこにあるのか。その責任はだれがとるのか。子どもたちの健康と命、そして未来を犠牲にしてでも進める復興政策にどれほどの価値があるのか。

私たち避難者は、これらの疑問がこれまでに明確にならなかつたのは、「人の命は金で買える。」そう考えている人たちの力が働いているからだと思っています。

私たちは知っています。この事故、これは質・量ともに人類がいまだかつて経験したことの無いことを。またこの事故の収束には数十年、数百年、もしかしたら数千年、そんな途方もない年月が必要となるのではないかと。ということも。

この裁判は、その行方を誤れば、私たち国民は、最悪、この日本を失うことにもつながるでしょう。

私たちには倫理観があります。ですが私たちには善の論理がありません。他方、事故の原因を曖昧にして

何ら責任を取らず、子どもたちの健康と命、そして未来を平然と踏みにじる人たちは、たくさんの悪の論理を持っています。彼らは悪の論理を縦横無尽に駆使して私たちを襲うでしょう。

この裁判、私たちは苦戦を強いられるでしょう。

ですが負けません。私たちの正しさは、日本人の正しさであり、人間の正しさであり、この地球の正しさです。そして裁判所は、私たち国民の人権を守る最後の砦です。この裁判で私たちの正しさを明らかにし、そして勝ちましょう。



2015年7月末、渡部さんの娘たちの通うはずだった南相馬市立福浦小学校。除染作業員の休憩所となっている。校庭には全面鉄板が敷かれ、敷地に入れない。



2015年5月初め、渡部さん自宅前。子どもを連れ、年に2,3回避難区域内の自宅に戻っている。子どもたちにも、ありのままを見つけてほしい。線量は0.2~1マイクロシーベルト/時くらい。

第4回口頭弁論

※みなさん、ぜひ傍聴にお越しください。

日時 9月1日(火)14:30開廷 場所 松山地方裁判所 ※裁判終了後、報告集会(愛媛弁護士会館)